

新たに始める 支援システムの名称を 募集します

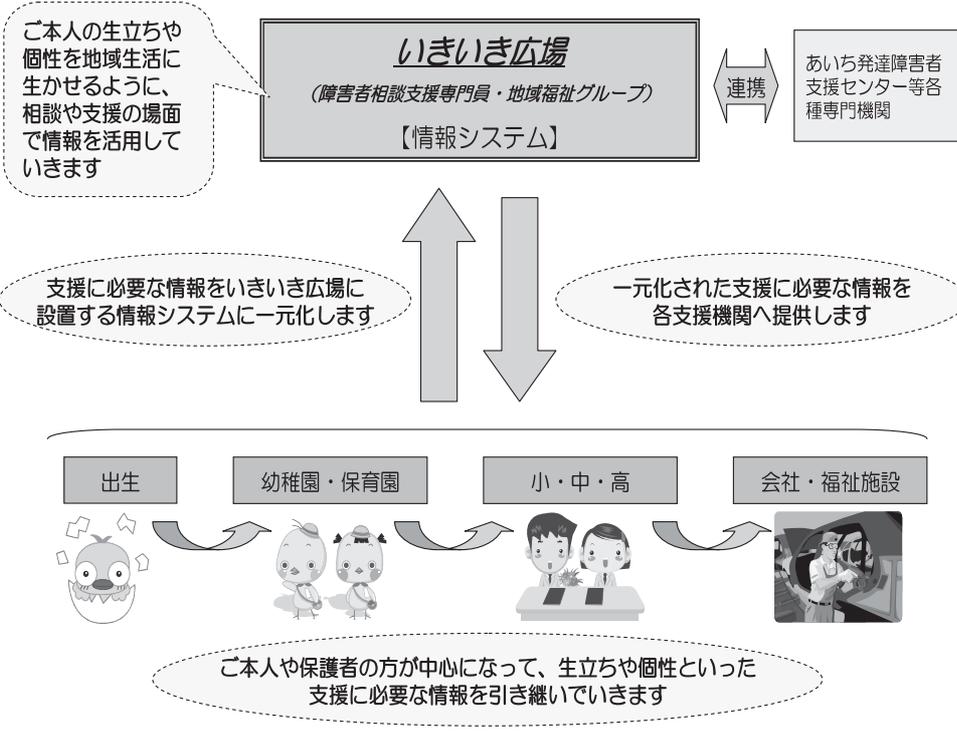
市では、平成21年度からお子さんの発達に不安を抱える保護者の方や、障害福祉サービスを上手に使う地域生活を送りたいと考えている方のために、ご自身や保護者の方が中心となって、支援に必要な情報を生涯にわたり引き継いでいくためのシステムを開始します。

学校や市の相談窓口といった支援者が、これまでどのような生活を送られてきたのか、どのようなことを得意とされているのか、自身や保護者の方と一緒に考えていながら、育ちを育み、保健・教育・福祉・就労と情報を引き継いでいくシステムです。

窓口が変わるたびに、これまでの生立ちを説明しなければならぬ手間を省くねらいもあります。このシステムの名称を募集します。

一人ひとりの個性を地域生活に活かしていくため、このシステムにふさわしい名前を付けてください。システムのイメージは、挿絵のようになっています。

新たに始める支援システムのイメージ



応募方法 2月27日(金)までにいきいき広場に備え付けの応募用紙で応募するか、市公式ホームページの地域福祉グループのページから応募用紙をダウンロードしたうえで、メール、郵送、フックスあるいは直接いきいき広

場までご持参ください。
結果の公表 決まりしだい、市公式ホームページで公表します。
問合せ先
いきいき広場地域福祉グループ
☎ 52-9871

悪質事業者の一覧

書面に書かれた事業者名および所在地	
財団法人 東京第一財務報告センター(管理部)	〒174-0072 東京都板橋区南常盤台2丁目1番地1号
特定非営利活動法人 消費者生活支援センター	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6大手町ビル3F
特定非営利活動法人 消費者保安情報センター	〒105-0004 東京都港区新橋4-19-3 レインボービル7F

悪質な事業者名を公表します
身の覚えのない料金などの不当請求を行う事業者について、県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第13条の4の規定により、事業者の氏名などを公表します。

アドバイス

- ・利用していただければ支払う必要はありません。
- ・心当たりがなければ、連絡する必要はありません。こちらから連絡すると、個人情報を出されたり、執拗な勧誘を受けることがあります。
- ・氏名や住所などの個人情報に対して教えないようにしましょう。
- ・対応に困った場合は、西三河県民プラザ、消費生活相談窓口へご相談ください。

問合せ先

西三河県民プラザ消費生活相談専用電話

☎ 0564-27-0999